五　診療放射線技師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　診療放射線技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　診療放射線技師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

95　法別表第一の五十七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］

一　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　歯科技工士法第六条第二項（同法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　歯科技工士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　歯科技工士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　歯科技工士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

96　法別表第一の五十七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］

一　歯科技工士法第十一条の歯科技工士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二　歯科技工士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

97　法別表第一の五十七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］

一　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　臨床検査技師等に関する法律第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　臨床検査技師等に関する法律第十一条の臨床検査技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　臨床検査技師若しくは衛生検査技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　臨床検査技師若しくは衛生検査技師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　臨床検査技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八　臨床検査技師若しくは衛生検査技師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認